

議第125号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立一橋小学校	京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町272番地の1	を
京都市立月輪小学校	京都市東山区本町通三ノ橋上る本町十七丁目358番地	
京都市立今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町27番地の3	
京都市立東山泉小学校	京都市東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527番地	に

改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立一橋小学校ほか2校を統合して京都市立東山泉小学校を設置する必要があるため提案する。